

循 社 第 877 号  
令和 7 年 3 月 27 日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長  
(公 印 省 略)

令和 7 年度産業廃棄物処理計画書等の提出について (通知)

本県の環境行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項及び同法第 12 条の 2 第 10 項で定める多量排出事業者については、下記のとおり、産業廃棄物処理計画書等の提出が義務付けられています。

また、同計画書を提出した多量排出事業者は、同法第 12 条第 10 項及び同法第 12 条の 2 第 11 項の規定により、下記のとおり、産業廃棄物処理計画実施状況報告書の提出が義務付けられています。

つきましては、別添リーフレットを作成しましたので、貴会員・組合員への周知をお願いします。

記

1 提出する処理計画書等

- (1) 令和 7 年度産業廃棄物処理計画書 (法第 12 条第 9 項)
- (2) 令和 6 年度産業廃棄物処理計画実施状況報告書 (法第 12 条第 10 項)
- (3) 令和 7 年度特別管理産業廃棄物処理計画書 (法第 12 条の 2 第 10 項)
- (4) 令和 6 年度特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書 (法第 12 条の 2 第 11 項)

2 提出期限

令和 7 年 6 月 30 日 (月)

3 その他

計画書及び報告書の様式、記載例、提出方法等は、以下の千葉県ホームページを御確認ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/haishutsu/keikaku.html>

※上記 URL のページについては、4 月上旬更新予定です。

【問い合わせ先】

千葉県環境生活部循環型社会推進課 資源循環企画室

電 話 : 043-223-2759

メール : junkan-taryou@pref.chiba.lg.jp